

○財務省、厚生労働省、
○農林水産省、厚生労働省、
○環境省、経済産業省、令第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二十一条第二項第二号ハの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 江藤 拓
経済産業大臣 梶山 弘志
環境大臣 小泉進次郎

改正後

別表第三（第十条関係）		
特定分別基準適合物	業 種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	(略)	(略)
別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	(略)	一〇〇分の二〇
別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	(略)	一〇〇分の二〇
別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	(略)	一〇〇分の五
別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	(略)	一〇〇分の五

改正前

別表第三（第十条関係）		
特定分別基準適合物	業 種	率
第四条第一号に規定する分別基準適合物	(略)	(略)
別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	(略)	一〇〇分の二五
別表第二の一の項の下欄のヘに掲げる業種	(略)	一〇〇分の一五
別表第二の二の項の下欄のイに掲げる業種	(略)	一〇〇分の一〇
別表第二の二の項の下欄のロに掲げる業種	(略)	一〇〇分の一〇

第四条第六号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種 (略)	一〇〇分の二〇
	別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 (略)	一〇〇分の五〇
第四条第四号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種 (略)	一〇〇分の四五
	別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種 (略)	一〇〇分の一五
第四条第三号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種 (略)	一〇〇分の一五
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種 (略)	一〇〇分の二〇

第四条第六号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の六の項の下欄のトに掲げる業種 (略)	一〇〇分の一五
	別表第二の六の項の下欄のチに掲げる業種 (略)	一〇〇分の五五
第四条第四号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の四の項の下欄のホに掲げる業種 (略)	一〇〇分の五〇
	別表第二の四の項の下欄のハに掲げる業種 (略)	一〇〇分の一五
第四条第三号に規定する分別基準適合物 (略)	別表第二の三の項の下欄のホに掲げる業種 (略)	一〇〇分の一〇
	別表第二の二の項の下欄のハに掲げる業種 (略)	一〇〇分の三〇

別表三の二(第十一条の三関係)

(略)	特定分別基準適合物	率
(略)	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三五

別表三の二(第十一条の三関係)

(略)	特定分別基準適合物	率
(略)	第四条第四号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の三〇

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。